

【事案Ⅱ－7】後遺障害共済金等請求

・ 平成 25 年 10 月 1 日 裁定終了

<事案の概要>

生命共済および年金共済加入者が、多発性硬化症により半身不随となったので共済金を請求したところ、共済団体は第 1 級後遺障害状態および疾病重度障害状態の身体障害には該当しないとして、生命共済の後遺障害共済金を支払わなかったこと、および年金共済の共済掛金払込免除を適用せず、同共済の重度障害年金 60 万円を支払わなかったことを不服とする申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、生命共済の後遺障害共済金 3,000 万円を支払え、また年金共済については共済掛金払込免除を適用するとともに重度障害年金 60 万円を支払え、との判断を求める。

(1) 申立人の後遺障害は、約款・事業規約別表後遺障害等級表の以下に該当する。

3 級の 20. 1 上肢の用を全廃したもの。

3 級の 21. 1 下肢の用を全廃したもの。

3 級の 24. 神経系統の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの。

適用上の注意事項のうち、

1. 第 2 級または第 3 級の後遺障害状態の 2 以上に該当したとき（身体の同一部位に生じたものであるときは除きます。）は、第 1 級後遺障害の状態に該当します。

(2) 申立人の後遺障害は、約款・事業規約別表疾病重度障害状態の以下に該当する。

6. 1 上肢の用を全廃したもの。

9. 1 下肢の用を全廃したもの。

13. 神経系統の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

(3) 共済団体は、後遺障害の状態の 3 項目を同一部位とし、単に支払わないための理屈を並べるだけであり、整合性に欠け納得できるものではない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は棄却する、との判断を求める。

(1) 申立人の現在の状態が約款・事業規約別表疾病重度障害状態に該当するとの主張は認められない。

(2) 申立人の発症した「多発性硬化症」は、神経系の病気であり、中枢神経

の障害とそれに関連のあるその他の部位にかかる後遺障害の認定については、障害の態様を総合的にとらえ、精神・神経のどの後遺障害に該当するかを判断している。

(3) 判断理由を要約すると以下のとおりであり、総合的に判断すると、1級および疾病重度障害状態には該当しない。

ア. 申立人より提出された担当医作成の診断書および日常生活動作検査表並びに共済団体が担当医に照会した回答書添付の日常生活動作検査表を総合して検討したが、左半身の可動域はいずれもゼロとされているが、ADLと不整合が生じている。

イ. 歩行や立体応用動作は保持されている。

ウ. 左足を棒のようにして歩行しており、可動域がゼロとされていることと不整合が生じている

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は、認めることができない。」との裁定をし、裁定手続きを終了した。

(1) 申立人の本件疾病による後遺障害の状態が、本件共済契約約款・事業規約別表第1級後遺障害に該当するか、本件共済契約約款・事業規約別表疾病重度障害状態に該当するかについて

① 申立人の罹患した多発性硬化症は、医学的には、中枢神経系の髄鞘とそれを作る突起膠細胞が選択的に障害される病気である脱髄性疾患の一つである。

申立人は、後遺障害の状態について、上肢の麻痺、下肢の麻痺および神経系統の機能の障害とをそれぞれ別個に、本件共済契約約款・事業規約別表後遺障害等級表のうち、3級の21. 1上肢の用を全廃したもの、3級の21. 1下肢の用を全廃したもの、3級の24. 神経系統の機能に著しい障害を残し特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの、および本件共済契約約款・事業規約別表疾病重度障害状態のうち、6. 1上肢の用を全廃したもの、9. 1下肢の用を全廃したもの、13. 中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し特に軽易な労務以外の労務に服することができないものに該当すると主張する。しかしながら、本件疾病である多発性硬化症は中枢神経の病気であり、申立人の左上下肢の麻痺は本件疾病による神経症状であるから、神経系統の機能にかかる後遺障害のうちいずれの等級に該当するかが判断されることになる。

したがって、申立人の本件疾病による後遺障害の状態について、本件共済契約約款・事業規約別表後遺障害等級表適用上の注意事項により「精神・神経」は同一部位とする旨規定されており、身体の別部位に第2級または第3級の後遺障害の状態の2以上に該当したときは、第1級後遺障害

の状態に該当したものとみなすとする適用上の注意事項の規定の適用はない。

- ② 申立人は、本件疾病による後遺障害の状態について、本件共済契約約款・事業規約に定める神経系統の機能にかかる後遺障害としては、本件共済契約約款・事業規約別表後遺障害等級表のうち、神経系統の機能に著しい障害を残し特に軽易な労務以外の労務に服することができないものに、本件共済契約約款・事業規約別表疾病重度障害状態のうち、中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し特に軽易な労務以外の労務に服することができないものに該当すると主張する。

申立人の本件疾病による後遺障害の状態については、診断書（後遺障害証明書）および日常生活動作検査表では、日常生活について、伸臥位から長座位になる・逆、右半身に関する項目は可能であるが、左半身のみで行う動作等は不可能、その他の項目については時間をかければ可能との評価である。医療機関よりの回答書には、四肢の機能障害について、左半身の各関節の自動値はいずれもゼロ、日常生活動作について、生活自体はなんとか自分で行っており、基本的な生活動作は大部分が可能であると記載されており、基本的な生活動作表の評価点は100点中85点である。

また、共済団体の担当者との面談の際に、申立人は改造されていない自動車を運転して来訪し、自動車の乗り降りを補助具や介助なしに行い、面談場所まで補助具や介助なしに、また壁をつたって歩くこともなく、すべて独歩であったことが認められる。本件疾病の経過は、寛解と再発を繰り返しながら障害が進行するところ、経過中に出現する症状、その程度はさまざまであるから、基本的には、専門家である医師の医学的所見による証明をもって、後遺障害等級の認定が行われる。提出された診断書等の記載をふまえ総合的に判断すれば、本件疾病による後遺障害の状態は、神経系統の機能の障害による身体的能力の低下などのため、独力では日常生活動作がほとんどの程度においてできないとはいえず、本件共済契約約款・事業規約別表後遺障害等級表第3級および本件共済契約約款・事業規約別表疾病重度障害状態に該当するとはいえない。

以上のとおり、申立人の後遺障害の状態は、本件共済契約約款・事業規約別表の第1級後遺障害、本件共済契約約款・事業規約別表疾病重度障害状態に該当せず、申立人の請求には理由がないから、認容できない。

- (2) 申立人の本件疾病による後遺障害の状態が、本件共済約款・事業規約別表に定める疾病重度障害状態に該当するかについて

申立人の本件疾病による後遺障害の状態は、前記のとおりであり、本件共済約款・事業規約別表に定める疾病重度障害状態に該当する場合に共済掛金の払込免除を求める請求も認容できない。